

# 訪問看護ステーション・介護予防訪問看護ステーション 重要事項説明書

## ～訪問看護ステーション関越中央～

医療法人関越中央病院  
群馬県高崎市北原町7-1  
TEL 027-373-5115  
FAX 027-372-2829

当事業所は介護保険及び医療保険の指定を受け、次のサービスを提供します。  
訪問看護（高崎市指定 医：第2190028号 介：第1062190028号）  
管理者名 小林 美津江

訪問看護ステーション関越中央（以下、「事業所」という。）は、利用者に対して訪問看護ステーション及び介護予防訪問看護ステーション（以下、「サービス」という。）を提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が対象となります。要介護又は要支援の認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者の概要

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名   | 医療法人関越中央病院   |
| (2) 法人所在地 | 群馬県高崎市北原町7-1 |
| (3) 電話番号  | 027-373-5115 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小林 功     |
| (5) 設立年月日 | 昭和62年11月6日   |

### 2. 事業所の概要

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 事業所名    | 訪問看護ステーション関越中央              |
| (2) 事業所所在地  | 高崎市北原町179-1                 |
| (3) 事業所電話番号 | 027-384-3200                |
| 事業所FAX番号    | 027-384-4612                |
| (4) 事業所番号   | 医) 2190028<br>介) 1062190028 |
| (5) 事業所の管理者 | 小林 美津江                      |
| (6) 事業所の理念  | 利用者と家族の絆を支える看護              |
| (7) 開設年月日   | 平成12年4月1日                   |

### 3. 事業実施地域

通常の事業の実施地域 高崎市、榛東村、吉岡町、渋川市、前橋市の半径8km圏内

### 4. 事業の目的と運営方針

- 事業の目的：利用者がその有する身体能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営む事が出来る様、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指す事を目的とします。
- 運営方針
  - キーパーソンと協力して利用者さんのQOLの向上を図ります。
  - 在宅において家族が療養介護を実践できるように指導します。
  - 介護者の精神的負担を分かち合うように心のケアを図ります。
  - 在宅ホスピスにむけてターミナル期にある方を積極的に受け入れます。

## 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・祝日、年末年始（12/30～1/3）
受付時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

## 6. 職員体制

従業者の職種	員数	勤務の態勢	
管理者	1名	昼間	午前8:30～午後5:30
保健師、看護師又は准看護師	常勤換算方法で2.5名以上 （うち、常勤1名以上）	待機制	午後5:30～午前8:30

## 7. サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活上の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者及び介護保険対象者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置（筋注・吸引など）

## 8. 利用料金

\*介護保険訪問看護費・介護予防訪問看護費

### （1）訪問看護利用料（1回につき）

	単位	料金	1割	2割	3割
20分未満	314単位	3,271円	327円	654円	981円
30分未満	471単位	4,907円	490円	981円	1,472円
30分以上1時間未満	823単位	8,575円	857円	1,715円	2,572円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,753円	1,175円	2,350円	3,525円

### 予防訪問看護利用料（1回につき）

	単位	料金	1割	2割	3割
20分未満	303単位	3,157円	315円	631円	947円
30分未満	451単位	4,699円	469円	939円	1,409円
30分以上1時間未満	794単位	8,273円	827円	1,654円	2,481円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,357円	1,135円	2,271円	3,407円

\*准看護師の訪問の場合、看護師金額の90%

\*夜間・早朝 1.25倍、深夜 1.5倍

### 定期巡回・随時対応サービス（連携型）訪問看護利用料（1月につき）

	単位	料金	1割	2割	3割
指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業者と連携 して訪問看護を行った場合	2,961単位	30,853円	3,085円	6,170円	9,255円

要介護5である利用者の場合	800 単位加算	8,336 円加算	833 円加算	1,667 円加算	2,500 円加算
---------------	----------	-----------	---------	-----------	-----------

(2) その他のサービスの加算料・減算料

各項目の要件により、上記の基本部分に以下の単位数が加算・減算されます。

加算の種類	単位	料金	1割	2割	3割	要件
夜間・早朝加算	基本利用料の25%					夜間(18時~22時) 早朝(6時~8時)に 訪問看護を行う場合
深夜加算	基本利用料の50%					深夜(22時~翌6時)に 訪問看護を行う場合
複数名訪問加算(I) 30分未満 30分以上	254 単位/1回 402 単位/1回	2,646 円 4,188 円	264 円 418 円	529 円 837 円	793 円 1,256 円	複数の看護師等が同時に1 人の利用者に訪問看護を 行う場合
複数名訪問加算(II) 30分未満 30分以上	201 単位/1回 317 単位/1回	2,094 円 3,303 円	209 円 330 円	418 円 660 円	628 円 990 円	看護師等と看護補助者が 同時に訪問看護を行う場 合に算定する。
長時間訪問看護加算	300 単位/1回	3,126 円	312 円	625 円	937 円	特別管理加算の対象者に 対して1時間30分以上の 訪問看護を行う場合
同一建物減算	基本利用料の10%を減算(90/100を算定)					事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサ ービスを行う場合
	基本利用料の15%を減算(85/100を算定)					事業所と同一建物の利用 者50人以上にサービスを 行う場合
緊急時訪問看護加算(I)	600 単位/1月	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円	利用者又はその家族等か ら看護に関する意見を求 められた場合に常時対応 できる体制にあり、緊急時 訪問における看護業務の 負担の軽減に資する十分 な業務管理等の体制が整 備されている場合。
緊急時訪問看護加算(II)	574 単位/1月	5,981 円	598 円	1,196 円	1,794 円	利用者又はその家族等か ら看護に関する意見を求 められた場合に常時対応 できる体制が整備されて いる場合。
特別管理加算(I)	500 単位/1月	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円	利用者が在宅悪性腫瘍患 者指導管理等を受けてい る状態や留置カテーテル等 を使用している状態。
特別管理加算(II)	250 単位/1月	2,605 円	260 円	521 円	781 円	利用者が在宅酸素療法指 導管理等を受けている状 態や真皮を超える褥瘡の 状態等。
ターミナルケア加算	2,500 単位/1月	26,050 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円	在宅で死亡した利用者に 対して、死亡日及び死亡日

加算の種類	単位	料金	1割	2割	3割	要件
初回加算(Ⅰ)	350 単位/1 月	3,647 円	364 円	729 円	1,094 円	前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日に初回の訪問看護を提供した場合
初回加算(Ⅱ)	300 単位/1 月	3,126 円	312 円	625 円	937 円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600 単位/1 回	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円	病院等に入院入所しているものが、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合

\*1 単位=10.42 円 (6 等級) 1~3 割負担

\*限度額を超えた場合は 10 割負担

\*健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める費用

項目	内容		料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) ・看護師	①週 3 日目まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	②週 4 日目以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費(Ⅰ) ・准看護師	①週 3 日目まで		5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	②週 4 日目以降		6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) ・看護師	同 1 日 2 人	①週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		②週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	同 1 日 3 人以上	①週 3 日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		②週 4 日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) ・看護師	同 1 日 2 人	①週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		②週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	同 1 日 3 人以上	①週 3 日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		②週 4 日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物内 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上	同一建物内 1 人又は 2 人	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		同一建物内 3 人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
長時間訪問看護加算 (90 分超え)			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算 ・看護師と訪問(週 1 回)	同一建物内 1 人又は 2 人		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	同一建物内 3 人以上		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
複数名訪問看護加算	同一建物内 1 人又は 2 人		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円

・准看護師と訪問(週1回)	同一建物内3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円	
夜間・早朝訪問看護加算(6:00~8:00、18:00~22:00)		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)		4,200円	420円	840円	1,260円	
項目	内容	料金	1割	2割	3割	
緊急訪問看護加算	1日につき (1回に限り)	月14日目まで 2,650円	265円	530円	795円	
		月15日目以降 2,000円	200円	400円	600円	
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円	
	月の2日目 以降	管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
		管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円
24時間対応体制加算	月1回	看護業務の負担軽減 の取り組みを行っている 場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	月1回	重症度等の高い利用 者の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	※長時間(90分以上)の場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	1回あたり(月1回まで)	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファ レンス加算	1回あたり(月2回まで)	2,000円	200円	400円	600円	
情報提供療養費(月1回)		1,500円	150円	300円	450円	
ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡前14日 以内に2回以上	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費2	死亡日及び死亡前14日 以内に2回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
訪問看護医療DX情報 活用加算	1月あたり	50円	5円	10円	15円	
ベースアップ評価料I(月1回)		870円	87円	174円	261円	

※実際に対応した金額の合計から負担割合に応じた金額となります。

\*保険以外の利用料

医療材料費	医療保険の適応がない場合の処置材料、注入食材料等
交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの利用者で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。 (通常の事業実施地域を超えた距離に対して) 1回につき ・1km未満200円(+税)/km ・1km以上100円(+税)/km

\*その他

サービス実施のために使用する利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様の負担となります。

9. 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の利用状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 10. 利用料金のお支払い方法

料金、費用は1ヵ月ごとに計算し、翌月15日前後にご請求しますので期日までにお支払いください。※原則、お支払いは、「口座引落し」でお願いいたします。

### ①口座引落し

お支払いは、1ヵ月分のご利用料金を翌月27日前後に利用者又はその家族等の名義の預金口座から自動引落としとなります。(注) 手数料のご負担はありません。

### ②お振込

お振込みを希望される方は、月末まで以下の金融機関にお支払いください。

(注) 手数料はご負担ください。

#### 【お振込先】

群馬銀行 総社支店 普通預金 0412662

医療法人 関越中央病院 関越中央病院 介護・福祉村 北原の里 施設長 小林 功  
 1) カンエツチュウオウビョウイン カンエツチュウオウビョウイン カイゴフクシムラキタハラノサト シセツチョウ コバヤシ イサオ

## 11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、下記の主治医、家族の他に、救急隊、その他関係機関に連絡いたします。

### 緊急時のご連絡先

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
	住所	
事業所	事業所名	訪問看護ステーション関越中央
	連絡先	直通 080-2010-0645
	住所	高崎市北原町179-1
ご家族	氏名	
	連絡先	
	住所	
その他	氏名	
	連絡先	
	住所	

## 12. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応いたします。ご不明な点や苦情等がございましたら当事業所苦情窓口の担当者にお気軽にご相談ください。また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。
- (2) 苦情処理を行うための体制は、次のとおりです。

- ①直ちに相談担当者が詳しい情報を把握します。
- ②相談担当者が必要と判断した場合には、管理者を含めて検討会議を行います。
- ③検討の結果、早急に具体的な対応をします。
- ④記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

#### 苦情窓口

当事業者 ご利用相談窓口	関越中央病院 患者支援センター 027-373-1056
担当者名	吉澤 直子
事業所 ご利用相談窓口	訪問看護ステーション関越中央 027-384-3200 080-2010-0645 直通携帯
担当者名	管理者 小林 美津江

#### 公的機関窓口

高崎市役所 福祉部 介護保険課	所在地 高崎市高松町35-1 電話番号 027-321-1111
高崎市役所 群馬支所 市民福祉課	所在地 高崎市足門町1658 電話番号 027-373-1211
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1376
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6669
他に、居住する市町村役所（場）の介護保険窓口で受け付けます。	

#### 1.3. 第三者による評価の状況

第三者による評価の実施	1 あり
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし

#### 1.4. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに適切な対応を行います。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合には、その事故の状況及び事故に際してとった処置の具体的手順と内容を記録保存し、再発防止に努めます。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

#### 1.5. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策

- (1) 事業所の施設、設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努め感染症の予防及びまん延の防止のための対策を講じます。
- (2) 感染症発生時には、速やかに市町村、利用者、利用者の家族等、関係者の方々に連絡を行うとともに、適切な対応を行います。

#### 1.6. 非常災害対策

- (1) 事業所は、防火管理者についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- (2) 事業所は、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

#### 1.5. 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報

報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- (2) 事業者及び従業者がサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (5) 事業者が得た利用者の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとします。

#### <使用目的>

- ・主治医への状態報告、相談
- ・サービス担当者会議等での報告
- ・入院、入所時の申し送り

### 16. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。
  - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

### 17. 身体拘束等の適正化に関する事項

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたって当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、その様帯及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、当該利用者及びその家族に等に説明します。
- (4) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)
- (5) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備していきます。
- (6) 従業者に対して身体拘束の適正化の為の研修を定期的実施します。

### 18. 紛争・裁判

- (1) この契約に関して、止むを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一裁判所とすることをあらかじめ合意いたします。  
ただし、事故・苦情等は真摯に受け止め、事実確認を行い、事故経緯について改めて詳しい説明と謝罪をさせていただき、紛争裁判にいたらず解決できるよう事前協議をさせていただきます。
- (2) 賠償責任を果たすためには、設置母体である医療法人として解決を図ります。以上の説明の中でご不明なことがございましたらいつでもご相談ください。

### 19. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、従事者の資質向上のために研修を行います。
- (2) 事業者は、サービスに関する諸記録を整備し、介護サービス終了の日から5年間保存するものとします。

※「介護サービス情報の公表」についてはこちらをご覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/10/index.php>

その他の以下の事項についてもご協力をお願いいたします。

- 介護保険対応の利用者様に関しましても、サービス担当者会議や利用者の方に関わっているサービス事業者の方、担当ケアマネージャーの方に、必要な情報を提供させていただきます。
- 医療保険対応の利用者の方に関しましては、月1回、保健福祉事務所又は市町村に対して、保健福祉サービスにつなげていただく目的で情報を提供いたします。
- この訪問看護サービスは、利用者の方と曜日・時間・回数等の同意の下で提供されますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）お約束の時間に訪問できない場合がございます。可能な限り電話連絡等でのご連絡は出来るように努力いたします。あらかじめご了承ください。
- 当ステーションは、法人全体で褥瘡に対して取り組んでおります。職員全体同じ認識で関わるため、写真を撮影し経過を追って行きたいと考えております。ご理解とご協力をお願いします。
- 当ステーションは、マロニエ医療福祉専門学校など、訪問看護実習の受け入れ施設となっており、同行訪問看護実習をさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください、利用者の方、ご家族の方のご理解とご協力をお願いします。

## 訪問看護重要事項説明確認

訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーションの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者 医療法人 関越中央病院  
訪問看護ステーション関越中央

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 同意書

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーションのサービスの提供開始に同意しました。

また、訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーションのサービス提供を受けるに際して、個人情報下記に記載する目的の範囲内において提供することに同意いたします。

1. 氏名、住所、健康状態、病歴、家族等の状況等介護サービスの提供に必要な情報提供
2. 利用者のリハビリテーション計画書を立案し、円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議での情報提供
3. 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整等
4. 他の居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者からの照会
5. その他サービス提供に関して必要性がある場合
6. 行政機関への相談又は届出等
7. 医療機関、主治医との連携
8. 介護保険請求の為の事務関係
9. 賠償責任保険等にかかわる保険会社等への相談や届出等

なお、この書面の成立の証として本書を2通作成し、各1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者の家族等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 : \_\_\_\_\_)